

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入 力	確 認
		※	※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の1の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由 （該当する事由にレ点を付してください。）	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の1の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 4 項第 1 号又は第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 3 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 4 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 5 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 5 項第 6 号又は第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第 70 条の 7 第 24 項又は第 70 条の 7 の 2 第 25 項（同法第 70 条の 7 の 4 第 13 項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。
- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 21 項又は第 70 条の 7 の 2 第 22 項（同法第 70 条の 7 の 4 第 13 項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。
- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 21 項第 2 号又は第 70 条の 7 の 2 第 22 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 13 項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。